

# 資料コーナー

## トップランナー基準

出典：資源エネルギー庁 省エネルギー政策について

([http://www.eccj.or.jp/toprunner/pamph/06/pdf/top\\_runner\\_pumph.pdf](http://www.eccj.or.jp/toprunner/pamph/06/pdf/top_runner_pumph.pdf)) より抜粋

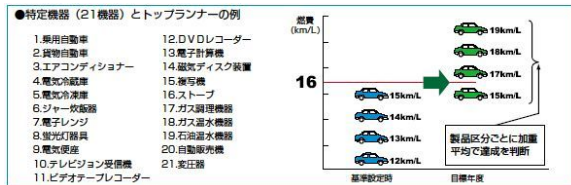
### 省エネ法に基づくトップランナー基準

「省エネ法」、正式には「エネルギーの使用の合理化に関する法律」は石油危機を契機に1979年に制定され、我が国の省エネルギーの実現に大きく寄与してきました。その後、1997年に開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)を受け、1998年に大幅な改正が行われました。この中で、特に民生・運輸部門のエネルギー消費の増加を抑えるため、エネルギーを多く使用する機器ごとに省エネルギーの性能の向上を促すための目標基準(「トップランナー基準」)が設けられました。

トップランナー基準は、「エネルギー多消費機器(自動車、電気機器、ガス・石油機器等)のうち省エネ法で指定するもの(「特定機器」と言います)の省エネルギー基準を、各々の機器において、基準設定時に商品化されている製品のうち最も省エネ性が優れている機器の性能以上に設定する」というものです。省エネ法の特定機器に指定される要件は次の3点となっています。

1. 我が国において大量に消費される機械器具であること。
2. その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機械器具であること。
3. その機械器具に係わるエネルギー消費効率の向上を図ることが特に必要なものであること(例えば、エネルギー消費効率の改善余地、社会的要請等があること)。

特定機器は、2006年9月現在、21品目が対象とされており、今後さらに対象機器の拡大や各機器のトップランナー基準の見直しが検討されています。

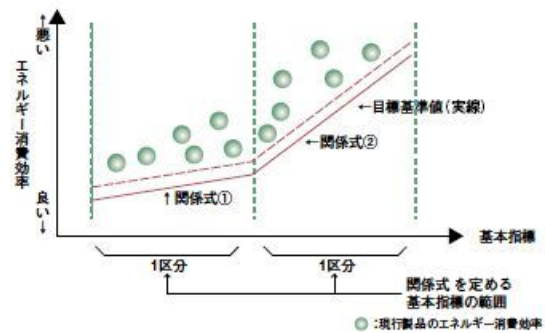


### トップランナー基準の目標基準値

目標基準値は区分ごとに商品化されている製品のうち最も優れている製品のエネルギー消費効率に技術開発等により今後想定される効率改善分を上乗せして設定します。また、区分毎の目標基準値の設定方法としては、数値により

目標基準値を設定する方法と関係式により目標基準値の設定する方法の2通りがあります。

なお、目標基準値は目標年度以降も遵守しなければなりません。



### 基準達成の実績

トップランナー基準が導入されてから一定期間が経過し、テレビジョン受信機、ビデオテープレコーダー、エアコンディショナー(ルームエアコン)、電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫が目標年度を迎えました。

製造事業者等において努力がなされたことにより各機器において、当初の見込み以上の効率改善が図られました。

機器名	エネルギー消費効率改善(実績)	エネルギー消費効率改善(当初見込み)
テレビジョン受信機	25.7% (1997年度→2003年度)	16.4%
ビデオテープレコーダー	73.6% (1997年度→2003年度)	58.7%
エアコンディショナー※	67.8% (1997年度→2004冷凍年度)	66.1%
電気冷蔵庫	55.2% (1998年度→2004年度)	30.5%
電気冷凍庫	29.6% (1998年度→2004年度)	22.9%
ガソリン乗用自動車※	22.0% (1995年度→2004年度)	23.0% (1995年度→2010年度)

※エネルギー消費効率の指標が、COP又は燃費(km/L)であることから、エネルギー消費量の削減効果としては、逆数であることに留意。

田中 徹 (日本電信電話株式会社)  
(平成19年10月13日受付)